明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働三二）　一
○保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（同三三）　三

〔告　示〕
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産五七三）　七
○肥料を登録した件（同五七四、五七五）　一三
○高速自動車国道に関する件（国土交通三二六、三二七）　一四
○道路に関する件（東北地方整備局三三～四一）　一五
○都市計画に関する件（関東地方整備局九八～一〇一）　一六
○道路に関する件（近畿地方整備局二九、三〇）　一七
○道路に関する件（中国地方整備局三〇～三七）　一七
○道路に関する件（九州地方整備局三五～三八、四〇、四一）　一八
○自動車専用道路に関する件（同三九、四二）　一九
○都市計画に関する件（同四三、四四）　一九
○道路に関する件（北海道開発局三五～三七）　二〇

〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　二〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　二〇
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　二四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二五
会社その他
会社決算公告　二五

省　令

○厚生労働省令第三十二号

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）の一部の施行及び国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第七十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項、第四条の四、第七条、第八条、第十四条第二号ロ及び第十六条の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第一条　国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「額並びに」を「額、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下この条及び第六条において「算定政令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる額（法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令第十四条第一号イ又は第二号イ及びロに掲げる額の合算額）並びに」に改め、同号ロ中「掲げる額」を「掲げる額（算定政令第十二条第一項第一号に掲げる額（法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令第十四条第一号イ又は第二号イ及びロに掲げる額の合算額）を除く。）」に、「当該年度の法第七十二条の三第一項」を「当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同号ハ中「相当する額」を「相当する額並びに算定政令第七条第一項に規定する保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の二分の一に相当する額（法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令第七条第一項に規定する保険財政共同安定化事業基準拠出対象額に算定政令第十四条第三号に規定する基準割合を乗じて得た額）及び算定政令第十一条に規定する標準高額医療費共同事業拠出金の額の二分の一に相当する額」に改め、同項第二号ロ中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改め、同項第三号ロ中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項」に改める。

第六条中「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）」を「算定政令」に改める。

附則第四条を削り、附則第四条の二を附則第四条とする。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中「第四条の四第二項」を「第四条の五第二項」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に改め、同条を第六条の四とする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（算定政令第四条の四第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の三　算定政令第四条の四第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。